

報告第17号

専決処分の報告について（丸亀市学校給食センター運営委員会委員の委嘱）

丸亀市教育長に対する事務委任等規則第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同規則第3条第2号の規定により、これを報告する。

令和7年6月20日提出

丸亀市教育委員会

教育長 末 澤 康 彦

専 決 処 分 書

丸亀市学校給食センター運営委員会委員の解嘱及び委嘱について、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第2条の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年6月1日

丸亀市教育委員会
教育長 末 澤 康 彦

1 被委嘱者

	委嘱組織・団体名	役 職 等	氏 名
1	学識経験者	香川短期大学教授	垣 渕 直 子 （再）
2	学識経験者	丸亀市歯科医師会理事	吉 永 美 加 （再）
3	市立幼稚園・こども園園長代表	市立郡家こども園長	川 田 央 子 （再）
4	市立小学校校長代表	市立富熊小学校長	玉 岡 優 子 （再）
5	市立中学校校長代表	市立広島中学校長	高 井 真 治 （再）
6	市立小・中学校医代表	丸亀市医師会副会長	森 本 雄 次 （再）
7	関係行政機関の職員	香川県中讃保健福祉事務所 衛生課長	真 鍋 潔 司 （再）
8	市立幼稚園・こども園PTA代表	市立郡家こども園 PTA副会長	高 畠 拓 哉
9	市立小学校PTA代表	市PTA連絡協議会 副会長（富熊小PTA）	香 川 真 実
10	市立中学校PTA代表	市PTA連絡協議会 副会長（東中PTA）	大 林 孝 雄
11	その他教育委員会が必要と認める者	市立城北小学校養護教諭	古 川 陽 代 （再）
12	その他教育委員会が必要と認める者	市立城北小学校栄養教諭	香 川 恵 理 （再）

2 委嘱期間

令和7年6月1日から令和8年5月31日まで

3 委嘱理由

各種団体からの推薦等に基づき、適任であると認めたため

丸亀市学校給食センター運営委員会委員名簿（旧）

	委嘱組織・団体名	役 職 等	氏 名
1	学識経験者	香川短期大学教授	垣渕 直子
2	学識経験者	丸亀市歯科医師会理事	吉永 美加
3	市立幼稚園・こども園園長代表	市立郡家こども園長	川田 央子※
4	市立小学校校長代表	市立富熊小学校長	玉岡 優子
5	市立中学校校長代表	市立南中学校長	高井 真治
6	市立小・中学校医代表	丸亀市医師会副会長	森本 雄次
7	関係行政機関の職員	香川県中讃保健福祉事務所 衛生課長	真鍋 潔司
8	市立幼稚園・こども園 P T A 代表	市立城東幼稚園 P T A 副会長	塩出 雅也
9	市立小学校 P T A 代表	市 P T A 連絡協議会 母親部会部長（城南 PTA）	小倉 明子
10	市立中学校 P T A 代表	市 P T A 連絡協議会 副会長（東中 PTA）	岩根 誠
11	その他教育委員会が必要と認める者	市立郡家小学校養護教諭	古川 陽代※
12	その他教育委員会が必要と認める者	市立東中学校栄養教諭	香川 恵理※

委嘱期間 令和 6 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日まで

※令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日まで